

学校感染症一覧

徳島県立阿波高等学校 環境・厚生課

学校において予防すべき感染症に罹患した場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることになっています。医師の診断により登校の許可が出るまでは十分に療養してください。出席停止期間は欠席扱いにはなりません。なお、登校できるようになりますたら、学校で用意している様式「治癒報告書」を、担任に提出してください。

○第1種学校感染症・・・治癒するまで出席停止。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱・急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器感染症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1）、その他の指定感染症及び新感染症

○第2種学校感染症・・・次の期間出席停止。ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りではない。

病名	主な症状	感染経路	潜伏期間	出席停止期間
インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	悪寒・頭痛・高熱(39~40°C)・全身倦怠(だるさ)・鼻汁・咳・咽頭痛	飛沫接触	平均2日 (1~4日)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	コンコンという連続・発作性の咳	飛沫接触	7~10日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	発熱・咳・鼻水・眼球結膜の充血・特有な発しん・口内にコブリック斑	空気飛沫接触	8~12日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫れ・痛み・発熱	飛沫接触	16~18日	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹 (3日はしか)	発熱・ピンク色の発しん・リンパ節の腫れ	飛沫接触	16~18日	発しんが消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発しん・かゆみ・痛み・発熱	空気飛沫接触	14~16日	すべての発しんか痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・咽頭炎・喉の痛み・結膜炎	飛沫接触 結膜	2~14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	咳・痰・微熱・倦怠感	空気 (飛沫核)	2年以内 (特に6か月以内)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	発熱・頭痛・意識障害・嘔吐	飛沫接触	2~10日 (平均4日)	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

○第3種学校感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（ウイルス性・感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病等）

（注）他の感染症は、各地域・学校における発生状況・流行の態様等を考慮し、出席停止かどうか決定されます。
出席停止になるとは限りませんので、感染性胃腸炎等にかかった時は、その都度学校に申し出ください。

「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省 より

○新型コロナウイルス感染症・・・出席停止となる場合は次のとおりです。(R3.3.22時点)

- ①生徒が感染した場合（医師等が登校を認めた日の前日まで）
- ②生徒が濃厚接触者に特定された場合（感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して14日目まで）
- ③生徒の同居する家族が感染した場合
- ④生徒が保健所の指示やかかりつけ医の判断によりPCR検査を受ける場合
- ⑤生徒に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（続く風邪症状、息苦しさ、強いだるさ、高熱等）が見られる場合